

## 別紙1-1 構造設備の概要 (薬局用)

## 薬局の構造設備の概要

建物の構造	木造・鉄筋・モルタル・( ) 作り 階建ての 階		
平面図	別添図面のとおり		
面積	m <sup>2</sup> ①+②=19.8 m <sup>2</sup> 以上	調剤室の面積	m <sup>2</sup> ① (6.6 m <sup>2</sup> 以上)
		医薬品貯蔵・陳列・販売する面積 (待合所含む)	m <sup>2</sup> ②
床面の種類	コンクリート・モルタル・板張り・タイル・( )		
天井の種類	コンクリート・モルタル・板張り・石膏ボード・( )		
照明設備	蛍光灯 W 本 ・電灯 W 個		
換気設備	自然換気・空調・換気扇・その他 ( )		
開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない時間	有→	医薬品の陳列・交付場所の閉鎖構造 閉鎖の方法：	
	無	閉鎖場所：	
冷暗貯蔵設備 (電気冷蔵庫)	別添図面のとおり		
施錠貯蔵設備 (毒薬保管場所)	別添図面のとおり		
放射性医薬品の取扱い	有・無 *有の場合は関係書類を提出してください。		
調剤室	天井の材質	コンクリート・モルタル・板張り・石膏ボード・( )	
	床の材質	コンクリート・モルタル・板張り・その他 ( )	
	照明設備	蛍光灯 W 本 ・電灯 W 個	
	進入防止措置	進入防止方法： 進入防止措置の場所： 別添図面のとおり	
	換気設備	自然換気・空調・換気扇・その他 ( )	
	給排水設備	別添図面のとおり	
要指導医薬品の販売・授与	有→	陳列設備	有 (別添図面のとおり) ・ 無
		陳列区画への進入防止措置	1.2m以内カウンター ・施錠 ・その他 ( )
	開店時間のうち、要指導医薬品を販売しない時間	有→	陳列区画の閉鎖設備 閉鎖の方法： 閉鎖場所：
		無	
無			
第1類医薬品の販売・授与	有→	陳列設備	有 (別添図面のとおり) ・ 無
		陳列区画への進入防止措置	1.2m以内カウンター ・施錠 ・その他 ( )
	開店時間のうち、第1類医薬品を販売しない時間	有→	陳列区画の閉鎖設備 閉鎖の方法： 閉鎖場所：
		無	
無			
指定第2類医薬品の販売・授与	有→	情報提供設備から7m以内に陳列 ・施錠 ・1.2m以内カウンター	
	無		
情報提供設備	設置数： 設置場所：別添図面のとおり		
視覚、聴覚等障がいをも有する薬剤師又は登録販売者の有無	有→	視覚、聴覚等障がいをも有する薬剤師又は登録販売者に必要な設備の内容 ( )	
	無		
無菌調剤室の共同利用の有無	有→	*有の場合は関係書類 (契約薬局名称、許可番号、所在地一覧) を提出してください。	
	無		
備考			

\*「別添図面のとおり」とする場合には、別添図面に具体的に記載してください。

## 【薬局等構造設備規則第1条第1項第14号関係】

個数

イ	液量器	(50cc未満のもの)	
		(50cc以上のもの)	
ロ	温度計	(100度)	
ハ	水浴		
ニ	調剤台		
ホ	軟膏板		
ヘ	乳鉢	(散剤用のもの)	
	乳棒		
ト	はかり	(感量10mgのもの)	
		(感量100mgのもの)	
チ	ビーカー		
リ	ふるい器		
ヌ	へら	(金属製のもの)	
		(角製又はこれに類するもの)	
ル	メスピペット	ディスポーザブルシリンジ等、同等以上の性質を有する器具でも可	
ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー		
ワ	薬匙	(金属製のもの)	
		(角製又はこれに類するもの)	
カ	ロート		
ヨ	調剤に必要な書籍(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))を含む。)	(ア) 日本薬局方及びその解説に関するもの	
		(イ) 薬事関係法規に関するもの	
		(ウ) 調剤技術等に関するもの	
		(エ) 当該薬局で取扱う医薬品の添付文書に関するもの	
調剤に必要な書籍は次に掲げるものとする。(高知市審査基準及び昭和62年6月1日付け薬発第462号)			